

告 示

埼玉県告示第千五百一号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第四条第三項の規定により、鴻巣市から鴻巣市の区域内において行われる鴻巣行田北本環境資源組合一般廃棄物（ごみ）処理施設整備事業について環境影響評価調査計画書の提出があった。

なお、関係地域が所在する市町村並びに環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

平成二十八年十一月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 関係地域が所在する市町村

鴻巣市、北本市、加須市、久喜市

二 環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間

イ 場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県中央環境管理事務所

埼玉県東部環境管理事務所

鴻巣市環境課

北本市環境課

加須市環境政策課

久喜市環境課

鴻巣行田北本環境資源組合計画建設課

ロ 期間

平成二十八年十一月二十二日（火）から平成二十八年十二月二十二日（木）

まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）